

令和6年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり変更しました。

令和7年3月11日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里日影、信州新町牧田中、中条住良木、大岡乙、豊野町豊野の各一部	令和8年3月31日まで
千曲市	千曲市大字磯部、須坂、若宮の各一部	令和8年3月31日まで
東筑摩郡麻績村	東筑摩郡麻績村麻、日の各一部	令和8年3月31日まで